



CONTENTS

- 改正トラック法が令和8年4月1日から施行されました (白トラ利用の罰則強化／委託回数の制限／書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大) P1～2
- 荷役災害多発!!／荷役作業5つの重点対策【奈良労働局】 (本年既に死亡災害2件発生!いずれも荷役作業中の災害です) P3～4
- 令和6年 改正道路交通法の概要 (自転車関係 令和6年11月1日及び令和8年4月1日施行／法定速度の引き下げ関係 令和8年9月1日施行) P5～6
- トラック・物流Gメンの活動／累計実績 違反原因行為に係る実態調査の結果(概要／主な傾向) P7～8
- ストレスチェックの「集団分析」を適切に実施しましょう! P9～10
- これらの行為、全部カスハラです!(令和8年10月1日から強化) P11

公益社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6
TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212



改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されました

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されています。

1 白トラ利用の罰則強化

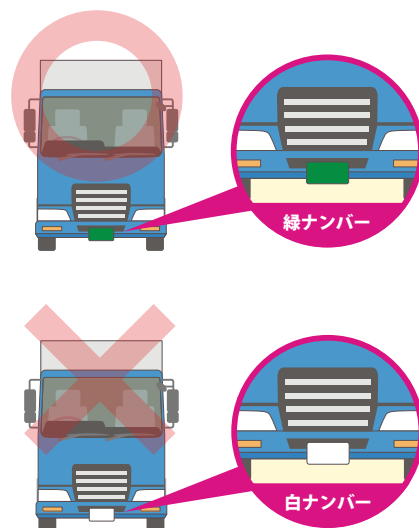
POINT! いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による是正指導の対象となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

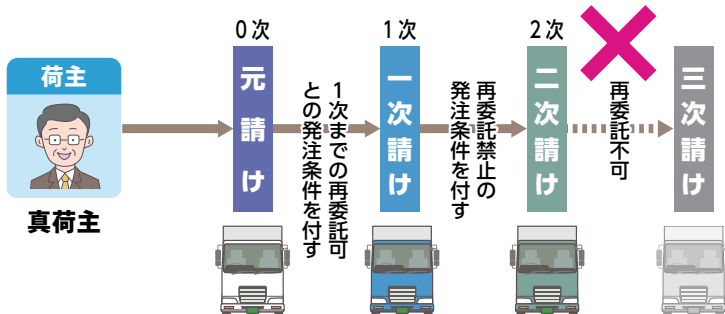


2 委託回数の制限

POINT! 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務が課されます**

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

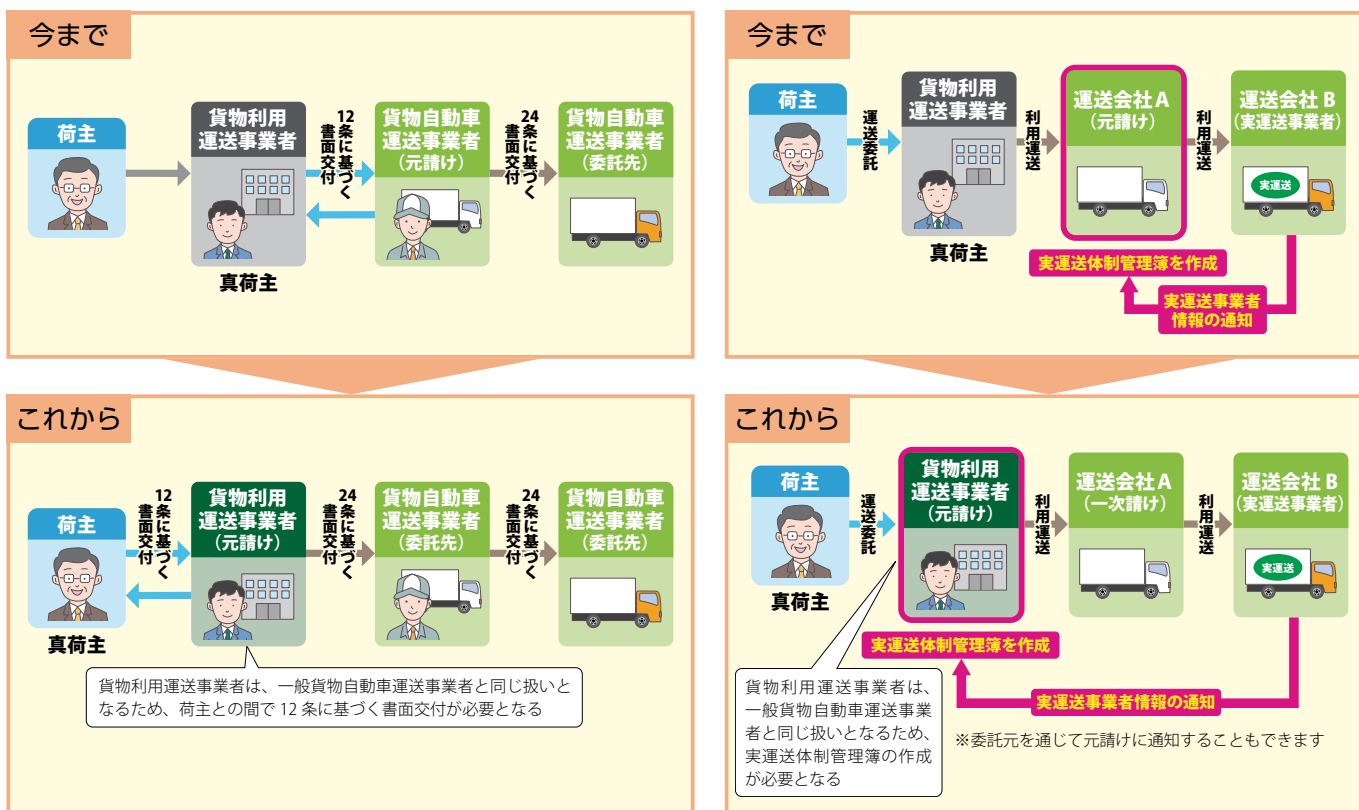
- 2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
 - 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
 - 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。



荷役災害 多発!!

本年既に
死亡災害
2件発生!

いずれも
荷役作業中
の災害です



奈良県内の道路貨物運送業の労働災害発生状況
(令和8年6月末現在)

死亡災害

2人

発生
(いずれも荷役作業中)

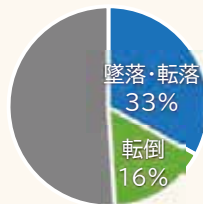
休業4日以上之死傷災害

49人

(前年同期比14%増)

事故の型別(令和8年6月末現在)

本年発生した労働災害のうち



「**墜落・転落**」が最も多く33%、
次いで「**転倒**」が16%を占めています。

**荷役作業時の安全対策を
再点検しましょう!**

本年6月までに、奈良県内の道路貨物運送業において、
荷役作業中における**死亡労働災害**及び
休業4日以上の労働災害がともに**多発**しています。

人は、幸福な生活を実現するために働いているのであり、
**働くことで生命が脅かされることは
決してあってはなりません。**



荷役作業では、慣れや作業手順の省略から災害が発生します。
あなたと大切な仲間の命を守るため、今すぐ再点検を!

厚生労働省

奈良労働局

荷役作業 5つの重点対策

1 リスクアセスメントの実施と措置の徹底

- 荷役作業の危険性又は有害性を把握しましょう。
- リスクアセスメントの結果に基づき、災害防止措置を講じましょう。



危険の見える化が第一歩です！

2 作業手順の整備と作業指揮の徹底

- 安全な作業手順を定め、周知・遵守を徹底しましょう。

特に、1個又は1単位(荷の入った1つのロールボックスパレット等)の荷でその重量が100kg以上の積卸し作業では、労働安全衛生規則第151条の70に基づき、作業を指揮する者を定め、以下の事項を確実に実施しましょう。

- ① 作業手順及び作業方法の決定
- ② 作業の直接指揮
- ③ 器具・工具の点検
- ④ 関係労働者以外の立入禁止

作業指揮者の指示のもと、安全な手順で作業を！

3 墜落・転落災害防止対策の徹底

- 荷台、荷の上・高所での作業では、昇降設備を使用しましょう。
- 三点支持の励行と、保護帽の着用を徹底しましょう。
- 墜落制止用器具を適切に使用しましょう。
- 荷締め・シート掛け・シート外し等は、できる限り地上で実施しましょう。



「昇らない・乗らない・無理しない」が基本です！

4 荷の落下・荷崩れ災害防止対策の徹底

- ローブ解き・シート外し・あおり開放等の作業では、荷台上の荷の落下の危険がないことを十分確認してから作業を開始しましょう。
- 運搬中の荷崩れ防止措置を確実にに行いましょう。
- 作業開始前に荷の状態を確認し、安全な作業方法で実施しましょう。



荷崩れ・荷の落下は重大災害につながります！

5 安全衛生教育の実施と保護具着用の徹底

- 荷役作業に関する安全衛生教育を定期的に実施しましょう。
- 災害事例を活用した危険予知活動(KY活動)を推進しましょう。
- 作業内容に応じて、保護帽・安全靴等の必要な保護具を着用させ、使用を徹底しましょう。



教育と意識づけで災害ゼロを目指しましょう！



「いつもどおり」の作業こそ、危険が潜んでいます。
作業前に必ず危険を確認し、安全作業を徹底しましょう。



荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役作業での労働災害を防止するために取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸上貨物運送事業者の皆様へ

荷役作業での労働災害を防止しましょう！
「陸上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間で、減少傾向が見られません。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主側で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が関係しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業者における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。



荷役5大災害防止対策チェックリスト

荷役作業における死亡災害の約8割を占める荷役5大災害を防止するためのチェックリストです。

荷役5大災害防止対策チェックリスト		（参考：関係法令等）
チェックリスト項目		チェックリスト項目
1. 荷役作業の危険性又は有害性を把握しているか。	○ 確認している	労働安全衛生法第21条（労働者の教育）
2. 安全な作業手順を定め、周知・遵守を徹底しているか。	○ 確認している	労働安全衛生法第21条（労働者の教育）
3. リスクアセスメントの結果に基づき、災害防止措置を講じているか。	○ 確認している	労働安全衛生法第21条（労働者の教育）
4. 作業の直接指揮を行っているか。	○ 確認している	労働安全衛生法第21条（労働者の教育）
5. 関係労働者以外の立入禁止措置を講じているか。	○ 確認している	労働安全衛生法第21条（労働者の教育）



ロールボックスパレット・テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットとテールゲートリフターの作業前点検リストです。

ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト	
1. ロールボックスパレットの重量を確認しているか。	○ 確認している
2. ロールボックスパレットの損傷を確認しているか。	○ 確認している
3. ロールボックスパレットの積重ね方を確認しているか。	○ 確認している
4. ロールボックスパレットの固定を確認しているか。	○ 確認している
5. ロールボックスパレットの搬入・搬出を確認しているか。	○ 確認している



詳しい対策は
こちらの資料を
ご活用ください

スマートフォン等で
二次元コードを
読み取ってご覧
ください。



令和6年 改正道路交通法の概要（自転車関係①）

①携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止【令和6年11月1日に施行】

<参考> 自動車・一般原付の交通事故

※警察庁ウェブサイトより

令和7年中の携帯電話等使用による事故発生状況（全国）

死亡・重傷事故 148件

死亡事故率は約3.4倍 前方不注意が約9割

令和7年中の飲酒運転による事故発生状況（全国）

	令和7年	前年比
交通事故件数	2,283	-63
死亡事故件数	125	-15

死亡事故率は約6.9倍

【適正な運行管理】

- ・運転前後における対面点呼の徹底
- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認 等



令和6年 改正道路交通法の概要（自転車関係②）

②自転車等の安全を確保するための規定の創設【令和8年4月1日に施行】

- 車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための新たな義務として、両者の間に「十分な間隔」がないとき、

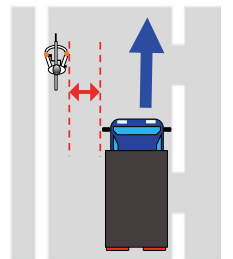
 ➡ 自転車等との「間隔に応じた安全な速度」で進行

 ➡ できる限り道路の左側端に寄って通行

する規定を創設

※「自動車等」：自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス

※「自転車等」：軽車両（自転車を含む）及び特定小型原動機付自転車



【上記の自動車等の通行方法の目安】

- 自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。少なくとも**1メートル程度**間隔を空けることが安全です。
- 自転車等と**1メートル程度の間隔を確保できない場合には、****時速20キロメートルから30キロメートル程度**で運転しましょう！

※ 上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

※出典：警察庁「自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法」

令和6年 改正道路交通法施行令の概要（法定速度の引き下げ関係）

生活道路における自動車の法定速度の引き下げ【令和8年9月1日に施行】

- 主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や中央分離帯がない道路（＝「生活道路」）における自動車の法定速度を60km/hから30km/hに引き下げ



中央線や中央分離帯がない

「生活道路」

法定速度
30km/h



中央線がある

一般道路

（従来どおり）法定速度60km/h

令和6年 改正道路交通法施行令の概要（法定速度の引き下げ関係）

生活道路における自動車の法定速度の引き下げ【令和8年9月1日に施行】



中央線や中央分離帯がない



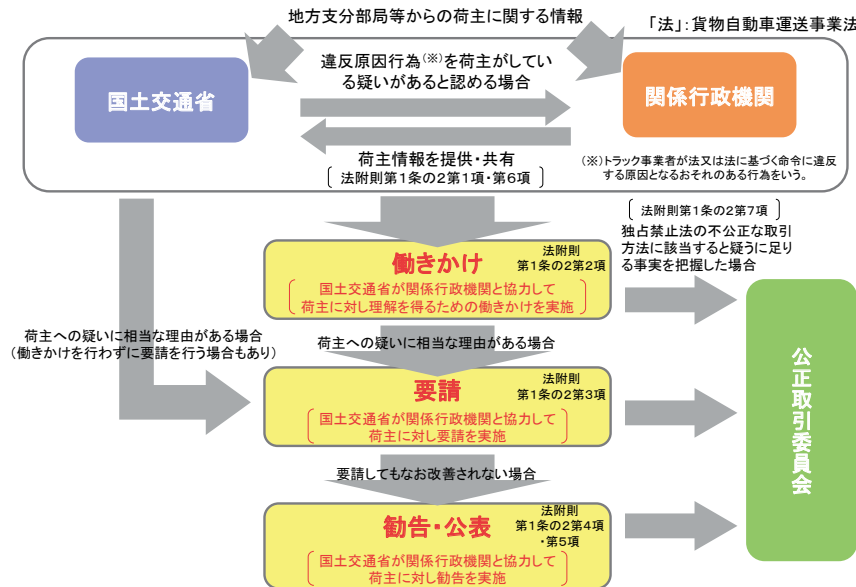
道路標識による最高速度指定

指定速度
（この場合、40km/h）

40	現行	令和8年9月1日以降（一般道路）	
	ある → 指定速度	指定速度（道路標識等による指定速度を遵守）	
ない	法定速度 60km/h	中央線 ある	法定速度60km/h
		中央線 ない	法定速度30km/h

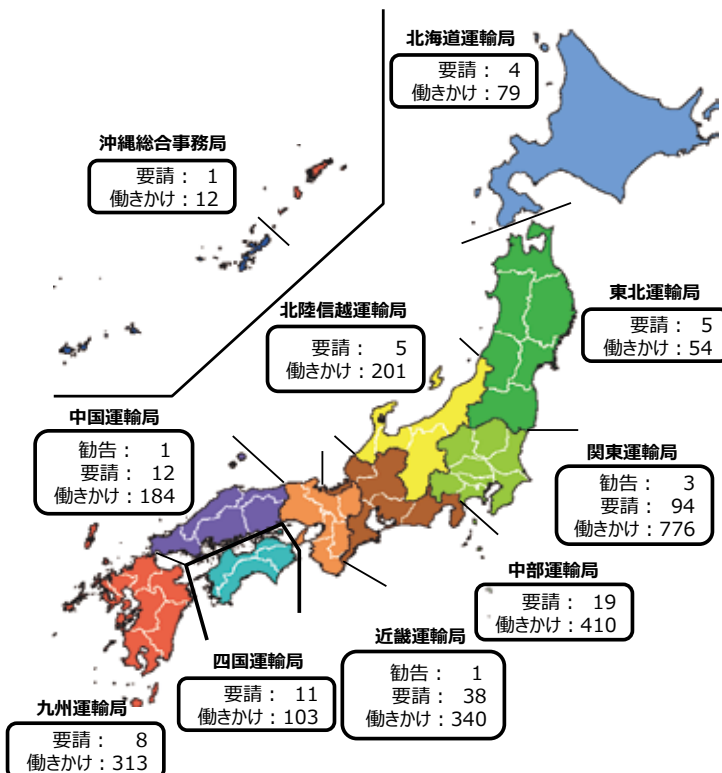
- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、令和5年7月に「**トラックGメン**」を設置。
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「**働きかけ**」や「**要請**」、「**勧告**」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「**トラック・物流Gメン**」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「**Gメン調査員**」を加えた総勢**360名規模**に体制を拡充。
- **令和7年10月・11月**を悪質な荷主や元請事業者に対する監視を強化する「**集中監視月間**」と位置づけて取組を強化し、「**勧告**」（1件）を実施（令和7年12月23日）したほか、「**働きかけ**」（363件）、「**要請**」（7件）による**是正指導**を徹底。
- **令和8年1月1日**より中小受託取引適正化法（通称：取適法）が施行され、トラック事業の所管省庁である当省の**トラック・物流Gメン**が**取適法に基づく是正指導**を実施。

法附則第1条の2第2項に基づく荷主への働きかけ等のフロー



トラック・物流Gメンの累計実績（令和8年6月末時点）

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7～R8.6



働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R8.6）

- 勧告 : 5件（荷主3、元請1、その他1）
 - 要請 : 197件（荷主108、元請83、その他6）
 - 働きかけ : 2,472件
（荷主1,749、元請608、その他115）
- ⇒ **計2,674件**の法的措置を実施

主な違反原因行為

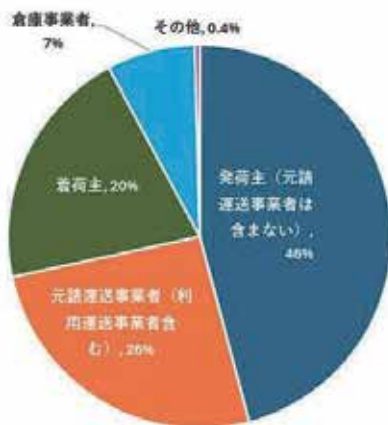
- **長時間の荷待ち（47%）**
- **契約にない附帯業務（21%）**
- 運賃・料金の不当な据置き（15%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（6%）
- 異常気象時の運送依頼（4%）

違反原因行為に係る実態調査の結果（概要）

◆ R7年8～9月にかけて、全トラック事業を対象にした調査結果は以下のとおり。

- 調査対象事業者数：約6万社
- 回答数：21,048件（R6：24,159件） ※同一事業者からの複数回答を含む。
うち、違反原因行為があったと回答した件数：2,007件（R6：3,308件）
- 昨年度調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少傾向ではあるが、依前として、食品・食料品の占める割合は多い。

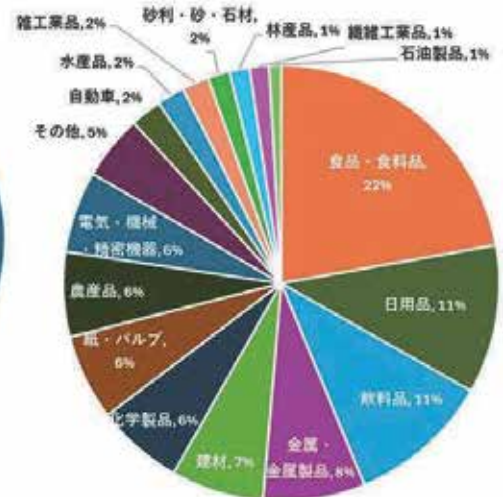
1. 違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



2. 違反原因行為の割合



3. 違反原因行為ありの回答における輸送品目（複数回答）

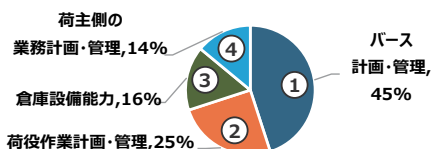


違反原因行為に係る実態調査の結果（主な傾向）

- ◆ 回答のあったトラック事業者のうち、Gメンの活動を認知している割合は、約90%となっている。
- ◆ 違反原因行為の実態調査を基にGメンが追加でトラック事業者から詳細情報を収集したところ、違反原因行為の上位3位では、下記のような傾向があった。
- ◆ Gメンの是正指導の強化や荷主パトロール等の啓発活動の効果、また、改正物流法（R7年4月施行）などの総合的な施策により荷主の意識が改善されてきていることもあり、**違反行為の報告は約39%減少**している。

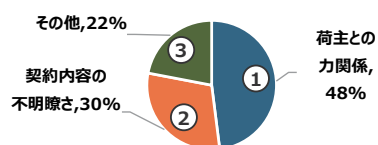
違反原因行為上位3位におけるトラック事業者が考える主な原因の内訳と声

長時間の荷待ち



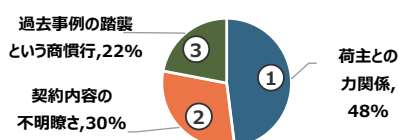
- ①：「倉庫で導入されているバース計画・管理システムをうまく活用できない。またそもそもシステムがなく、到着順となっている」、「荷主と倉庫側で伝票やデータの連携が取れず作業が遅延してしまう」等。
- ②：「倉庫の荷役作業の管理者や現場作業員の不足」、「荷主と運送事業者との連携が不十分」等。
- ③：「バース数が少ない」、「着荷主側の荷捌き場などの作業場所が不足」、「運送事業者が待機できる場所が荷主側倉庫にない」等。
- ④：「着荷主側の業務計画と実リソース（人員数、設備能力、など）との整合性が取れていない」等。

運賃・料金の不当な据置き



- ①：「荷主側の一方的な運賃・料金の決定」、「荷主側が運賃を上げないから運送事業者にしわ寄せがいく」、「話に行くと荷主から契約を解除・打ち切られるリスクがある」「荷主と親子関係にあるため交渉不可」等。
- ②：「荷主本社からの回答待ちで契約交渉が進まない」、「契約が複雑で交渉が進まない」「営業所ごとに契約をしているが、他の営業所では異なるという理由で、進まない」等。
- ③：「荷主との交渉の機会がない」、「決定権が荷主本社のみで交渉窓口が遠い」、「入金時に減額されている」、「ドライバーの維持が困難になっている。」等。

契約にない附帯業務



- ①：「附帯業務を断れない、拒否すると契約を打ち切りをそのかされる。」「本社の承諾は得たが、支店では聞いていないと突き返される。」「作業負荷が高く、ドライバーが辞めていく」等。
- ②：「業務改善・定着している中でいつの間にか増えた附帯業務については、交渉が難しい」、「荷主との契約書記載の内容が古いままになっており業務範囲が曖昧」、「平日土日の区別なし」、「運用がコロコロ変わる」等。
- ③：「だいぶ前から附帯業務が常態化しており、賃金が厳しい現代でも今更言づらい」、「バラ積みやパレットの乗せ換えが生じているが、ずっとやっているの言えない」等。

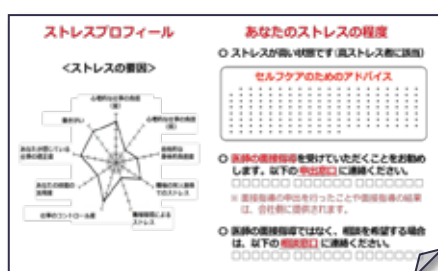
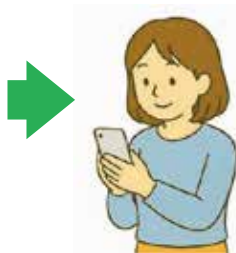
ストレスチェックの「集団分析」を適切に実施しましょう！

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした「ストレスチェック制度」は、ストレスチェック(検査)のほか、集団分析・職場環境改善まで含めた一体的な仕組みです。

ストレスチェック(検査)

ストレスチェック(検査)の個人結果の通知は、プライバシー保護の観点から、労働者本人に直接通知され、基本的に事業者には提供されません。

個人結果の例



労働者各自が、個人結果をもとに、自覚しにくいストレスに**気づき、セルフケア**に取り組むきっかけにします。

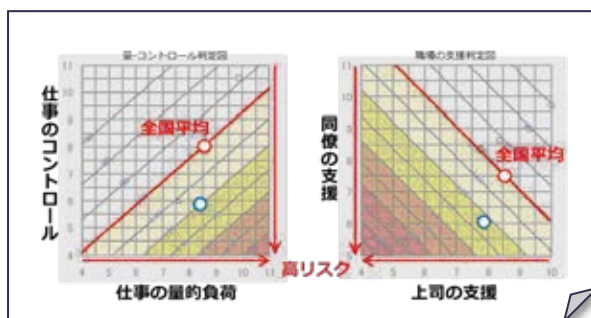
※ 高ストレス者は、医師の面接指導を申し出て、必要な健康管理上の支援を受けます。



集団分析・職場環境改善

事業者には、個人が特定されないように、**個人結果を集団(事業場、職場等の単位)ごとに集計・分析した結果**が提供されます。

集団分析結果の例「仕事のストレス判定図」



集団分析結果を活用して、**職場環境の改善**に組織的に取り組みましょう。



集団分析に関する留意点

- ◆ 集団分析は、**個人が特定されない方法**で実施する必要があります。
- ◆ 集計・分析の単位が **10人を下回る場合**には、個人が特定されるおそれがあることから、**原則として集団分析を実施してはいけません**。
 - ※ 10人を下回る場合でも、以下の例のような個人が特定されるおそれのない方法により、集団分析を実施することが可能です。
 - ・ ストレスチェック調査票の全57項目の合計点について集団の平均値を求める方法
 - ・ 「仕事のストレス判定図」を用いて分析する方法(ただし、これらの方法であっても、極端に少人数の場合は個人の特定につながるため不適切)
 - ※ 特に、事業場自体が小規模の場合には、10人以上のより大きな集団を構成するよう工夫した上で、集団分析を実施するようにしてください。

ストレスチェックの集団分析に関する労働安全衛生規則が改正されました

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第112号）※令和8年6月30日公布

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（検査結果の集団ごとの分析等）

第52条の14 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに、特定の個人を識別することができない方法で、集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 略

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和8年6月30日付け基発0630第2号）

1 概要

労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号）第52条の14第1項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

2 施行期日 令和9年4月1日

3 改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）11の（4）ア等において示しているものを想定しており、従来の運用に変更を加えるものではないこと。

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。

各種情報・支援をご活用ください

厚生労働省ウェブサイト

厚労省のウェブサイトでは、[ストレスチェック制度実施マニュアル](#)のほか、法令、指針、関連通達、各種支援等の情報を掲載しています。

厚生労働省
ウェブサイト



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、[事業場への訪問による制度導入支援](#)等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

[ストレスチェック制度サポートダイヤル](#)では、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚生労働省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「[こころの耳](#)」では、集団分析の見方や職場環境改善の取り組み方等の研修動画等、職場のメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



これらの行為、 全部カスハラです!

何やってたんだ!
到着が遅いじゃ
ないか!



ついでに
出荷場の荷物
積んでくれよ



君かわいいねえ
連絡先
教えてよ



指定時間に
到着してるのに



そんな契約は
ないのになあ



もうこの届け先には
来たくない



カスハラ対策啓発動画公開中!!

(全日本トラック協会公式 YouTubeチャンネル)



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



国土交通省



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

農林水産省